

「新潟市建設工事総合評価方式試行要領の総合評価点算定基準」の新旧対照表

(新)	(旧)
<p>新潟市建設工事総合評価方式試行要領の総合評価点算定基準 <u>(平成27年4月1日改正)</u></p>	<p>新潟市建設工事総合評価方式試行要領の総合評価点算定基準 <u>(平成26年4月1日改正)</u></p>
<p>1～2 (略)</p> <p>3 価格評価点の算定方法 (1) 価格評価点は、次の算式により算定する。<u>(小数点以下第4位四捨五入3位止)</u></p> $\text{価格評価点} = \text{配点} \times \frac{\text{配点基準価格}}{\text{入札価格}}$ <p>(2) (略)</p> <p>4 技術評価点の算定方法 技術評価点は、入札参加者が提出した新潟市建設工事総合評価方式試行要領第8条に定める技術資料(以下「技術資料」という。)により以下の方法で算定する。 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 発注する工事が次に掲げる工(業)種以外の場合、上記の規定のうち、「除雪協力」の評価項目を除外することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土木一式(下水道管更正を除く) ② とび・土工・コンクリート(交通安全施設及び解体を除く) ③ 舗装 	<p>1～2 (略)</p> <p>3 価格評価点の算定方法 (1) 価格評価点は、次の算式により算定する。<u>(小数点以下第3位四捨五入2位止)</u></p> $\text{価格評価点} = \text{配点} \times \frac{\text{配点基準価格}}{\text{入札価格}}$ <p>(2) (略)</p> <p>4 技術評価点の算定方法 技術評価点は、入札参加者が提出した新潟市建設工事総合評価方式試行要領第8条に定める技術資料(以下「技術資料」という。)により以下の方法で算定する。 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 発注する工事が次に掲げる工(業)種以外の場合、上記の規定のうち、「除雪協力」の評価項目を除外することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土木一式(下水道管更正を除く) ② とび・土工・コンクリート(交通安全施設及び解体を除く) ③ <u>ほ装</u>
<p>5 (略)</p> <p>6 「簡易な施工計画」及び「技術提案」の評価 (1) 簡易な施工計画書及び技術提案書の評価は、技術評価委員会の委員の中から委員長が指名した者が行う。 (2) 前号の評価においては、入札参加者名等を伏せて行なうものとする。 (3) 「簡易な施工計画」及び「技術提案」に係る得点は、評価内容ごとに第1号に掲げる評価による得点の平均点を算出<u>(小数点以下第4位四捨五入3位止)</u>し、その平均点を合算したものとする。</p> <p>7 特定共同企業体の実績等の評価 特定共同企業体(以下、「企業体」という。)の実績等の評価については、次のように取り扱う。</p>	<p>5 (略)</p> <p>6 「簡易な施工計画」及び「技術提案」の評価 (1) 簡易な施工計画書及び技術提案書の評価は、技術評価委員会の委員の中から委員長が指名した者が行う。 (2) 前号の評価においては、入札参加者名等を伏せて行なうものとする。 (3) 「簡易な施工計画」及び「技術提案」に係る得点は、評価内容ごとに第1号に掲げる評価による得点の平均点を算出<u>(小数点以下第3位四捨五入2位止)</u>し、その平均点を合算したものとする。</p> <p>7 特定共同企業体の実績等の評価 特定共同企業体(以下、「企業体」という。)の実績等の評価については、次のように取り扱う。</p>

(A) 企業体の構成員としての過去の実績等について

(1) 企業の工事成績について

企業の「工事成績（平均点）」及び「同種工事の工事成績（回数）」を評価するとき、出資比率20%以上の代表者及び構成員を対象に、平成26年度以降共同企業体で竣工した工事の工事成績評定点を評価する。

(2) (略)

(3) 企業の優良工事表彰等について

企業の「優良工事表彰等」を評価するとき、出資比率20%以上の代表者及び構成員を対象に、平成26年度以降共同企業体での優良工事表彰受賞及び共同企業体で竣工した工事の工事成績評定点を評価する。

(B) 企業体の技術者としての過去の実績等について

(1) (略)

(2) (略)

8 入札に企業体として参加する場合の評価方法について

入札に企業体として参加する場合は、企業体の出資比率に応じて企業体の構成員全員を技術評価する（ただし、配置予定技術者の能力の「国家資格」、「同種工事の工事成績」及び「同種・類似工事の施工実績」、並びに地域・社会貢献度の「市内企業の活用」の評価項目を除く。）こととし、評価点の算出方法は、各評価項目ごと、企業体の構成員ごとに出資割合を乗じた点数（少数点以下第6位四捨五入5位止）を算出した後、各評価項目ごとに集計（少数点以下第4位四捨五入3位止）し、企業体の技術評価点を求めるものとする。

9 (略)

10 その他

この基準は、平成27年4月1日以降の入札公告に適用する。

(A) 企業体の構成員としての過去の実績等について

(1) 企業の工事成績について

企業の「工事成績（平均点）」及び「同種工事の工事成績（回数）」を評価するとき、企業体での工事成績評定点は、出資比率にかかわらず対象としない。

(2) (略)

(3) 企業の優良工事表彰等について

企業の「優良工事表彰等」を評価するとき、企業体の受賞は、出資比率にかかわらず対象としない。また、企業体での工事成績評定点は、出資比率にかかわらず対象としない。

(B) 企業体の技術者としての過去の実績等について

(1) (略)

(2) (略)

8 入札に企業体として参加する場合の評価方法について

入札に企業体として参加する場合は、企業体の出資比率に応じて企業体の構成員全員を技術評価する（ただし、配置予定技術者の能力の「国家資格」、「同種工事の工事成績」及び「同種・類似工事の施工実績」、並びに地域・社会貢献度の「市内企業の活用」の評価項目を除く。）こととし、評価項目の評価点の算出方法は、評価項目ごとに構成員全員の評価点を算出し、その評価点に各構成員の出資比率を乗じて得た点数の合計（少数点以下第3位四捨五入2位止）を求めるものとする。

9 (略)

10 その他

この基準は、平成26年4月1日以降の入札公告に適用する。